

### 一時支援金の不備相談多数 修正依頼メールの確認を

「本メールをお送りしてから 14 日以上修正が行われなかった場合、給付要件を満たしていない、又は給付要件を満たしていることが確認できないなどの理由で、給付が出来ない場合がございます」

申請に不備があった場合、一時支援金事務局から届く「追加対応メール」に書かれている一文です。メールが届いてから 14 日以内に、「申請マイページ」で指摘された箇所を修正する必要があります。まだ振り込みが確認できない場合は、「修正の依頼」が届いている場合があります。メールを確認してください。

申請した会員さんの中にも、修正を繰り返してもこのメールが届き、先に進まないという方もいます。

簡易的な修正でも、「修正するべき箇所がロックされている」、「電話相談窓口が混みあってつながらない」などの不満が出ています。

#### ①添付した書類を修正・変更したいが「画面がロックされている」場合

「画像が不鮮明でぼやけている」等の場合、新たな書類に差し替える必要があります。しかし、差し替えるべき箇所がロックされていて、動かすことが出来ないという相談が増えています。

電話相談窓口（電話 0120-211-240）へ連絡をし、このロックを解除してもらう必要があります。しかし、この相談窓口、平日は電話がなかなかつながりません。土日、もしくは 18 時以降が比較的つながりやすいです。

電話がつながらず、ロックの解除が出来ない場合、14 日以内に、マイページ内の「添付出来る箇所」へ、修正する箇所が違って添付をして、期限内に再申請を行きましょう。

#### ②「簡易申請」から「基本申請」へ変更との切替依頼が来たが、「画面がロックされていて」修正できない場合

法人の場合、決算期によっては決算書等の添付書類を直近のものに差し替える可能性があります。「簡易申請」を選択している方で、「基本申請」への切替の修正依頼が来たが、「切り替えができる期間は終了」というメッセージで切替が出来ない方もいました。どうしても電話がつながらない場合は、「システムの不備で修正が出来ない旨」を書いた紙をどこかに添付して、14 日以内に再申請を行きましょう。

#### ③現金商売で「信憑書類」を求められる「不備ループ」に陥っている

ほとんど通帳を介さず、現金取引がメインの特に個人事業主の方で、税理士や商工会での事前確認をしているにもかかわらず、「商売の実態が確認できない」という内容のメールが送られてきて、「帳簿など売上のわかる信憑書類」を求められ、その都度修正を行うが先に進まない、いわゆる「不備ループ」に陥っている会員さんがいます。



このケースは、昨年の持続化給付金でも確認しましたが、確定申告の書類が「期限後申告」だった方に多く見受けられます。

この件では、民商・全商連では、中小企業庁に対して要請と交渉を繰り返しています。そして民商と一緒に悩みながら申請することで、審査が通り受給された会員さんも複数いらっしゃいます。

#### ひとりで悩まず民商に相談 支援金・給付金でコロナ乗り切ろう

一時支援金事務局の審査は、担当者によって対応がまちまちです。あまりにも多い不備の回数で、「支援金を諦めた」との声も聞かれます。

ひとりで悩んでも、なかなか解決策が浮かびません。民商では、仲間たちの悩みから生まれた知恵と経験で、支援金の申請を突破してきました。

まだまだ周りには、一人で悩んでいる業者やフリーランスの方がたくさんいます。困っている業者に声をかけ、仲間を増やしていきましょう。

#### 飲食店 埼玉県感染防止対策協力金 13期 申請開始

7/12~8/31 までの 13 期の申請が始まりました。申請期限は 10/29 までです。今回は、①まん防 (7/12~19)、②まん防重点措置 (7/20~8/1)、③緊急事態要請 (8/3~31) の 3 つに分かれています。

今回の申請には、川越市、鶴ヶ島市などの 18 自治体は 3 種類、それ以外の地域は 2 種類のピラなどの資料が必要です。

全期間休業の場合も、まん防期間、緊急事態期間の 2 種類のピラが必要です。

今期間も、コロナ前 1 か月の売上が約 230 万円を超える場合は、売上高に応じた金額の申請が出来ます。

#### 飲食店協力金 14期 9/1~9/12まで

緊急事態要請が 9/12 まで延長されています。協力金は 14 期となり、内容は 13 期と同じ、20 時迄の営業、酒・カラオケ提供自粛になっています。

申請は 9/13 からの予定ですが、緊急事態要請再延長となった場合は申請日も延長すると思われます。

#### 一時支援金 8月分の申請開始

一時支援金に関しては、7 月分、8 月分が申請可能です。時短休業飲食店や外出自粛の影響で売上が 50%減少した場合に申請が可能です。

7 月分の申請は 9/30 までとなっています。

4~6 月分の申請をして、国からハガキが届いた後、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金が申請出来ます。申請月に対して法人 5 万円、個人 2.5 万円が追加で支給されます。申請期限は 10/15 までです。

#### 7・8・9月分も申請可能 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金

7~9 月の一時支援金の追加支援として、新たに創設されました。条件や支援金額は 4~6 分と同じです。埼玉県酒類販売事業者等協力支援金も同様に 7~9 月分の申請が可能になっています。

編集幸喜 現在、コロナまん延防止から、事務所での相談を完全予約としています。会員さんお店や他の民商でも事務所休業となる事態になっています。当日熱があったり、体調が悪い方は、改めて別の日に相談予約を取っていただくようお願いします。来所時には、入り口での消毒と検温、受付のご記入をお願いしています。ますます感染は増えていきます。感染防止対策にご協力をお願いします。